

大和市告示第96号

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年5月9日

大和市長 大木 哲

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
9,039円
8,866円
12,171円
5,216円
4,968円
11,264円
9,892円
11,480円
7,592円
7,592円
9,255円
7,279円
16,545円
費用免除者 8,694円
費用免除者以外の者 5,694円

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかか

った者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱の規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。